

通所して 利用する サービス

通所介護（デイサービス） 通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や利用者の心身機能の維持・向上と機能訓練を日帰りで受けられます。

通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や病院、診療所などで、日常生活の自立を助けるため、機能訓練、リハビリテーションを受け、利用者の心身機能の維持・回復を図ります。

短期間施設に 入所して利用する サービス

短期入所生活介護（ショートステイ） 介護老人福祉施設などに短期入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

短期入所療養介護（ショートステイ）

介護老人保健施設や医療施設などに短期入所し、看護や医学的管理下での介護や支援、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。医療型のショートステイです。

有料老人ホームなどに 入居している人が 利用するサービス

特定施設入居者生活介護 介護保険の指定を受けた有料老人ホームなどの特定施設に入居している人が、入浴、排せつ、食事などの介護やその他の日常生活上の支援、機能訓練、療養上の世話を受けられます。

福祉用具をレンタル （貸与）するサービス

福祉用具貸与 日常生活の自立を助けるための福祉用具の貸与が受けられます。
※対象となる福祉用具については、ケアマネジャー等にお尋ねください。

ひとりで、介護保険サービスと言うのは簡単ですが、多くの種類と複雑な仕組みから成り立っています。そのため、サービスを使うには、「ケアマネジャー」が、その人に合った、介護予防と自立支援を踏まえたケアプランを作成し、事業所との連絡調整をしています。

介護保険が必要かな？と感じたら、まずは、地域包括支援センターに相談していただき、サービスを利用する際は、介護保険の知識を幅広く持った専門家である「ケアマネジャー」にケアプラン作成を依頼することになります。

でも、理想は介護サービスを利用せず、いつまでも自分のことが自分でできることです。

若いころから健康維持に努め、元気高齢者数ナンバー1の町を目指しましょう！

次回は、施設サービス・地域密着型サービスについてお知らせします。

目指そう 健診受診率UP！

益城町は国保の健診受診率 60%を目指します。
平成 29 年度健診受診率 36%（暫定値）

医療機関等を受診する人へ

益城町国民健康保険（※）に加入し、次の①および②の両方を満たす場合は、申請により医療機関等を受診する際の自己負担額が一定期間、減額・免除（3か月以内）または徴収猶予（6か月以内）となる場合があります。

①世帯主が次のいずれかに該当する場合

災害等により死亡し、または身体障がい者となり、または資産に重大な損害を受けたとき
事業の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき など

②生活が著しく困難となった場合…世帯の収入の合計



額が世帯構成や年齢等により、国が定めた生活保護制度の基準月額額の 1.1 倍から 1.3 倍程度が目安となります（例えば、高齢者 2 人世帯で、月額 10 万円前後の収入の場合、該当する可能性があります）。

※後期高齢者医療については、一部要件が異なりますので、熊本県後期高齢者医療広域連合（☎ 368 - 6511）に確認してください。

圏住民保険課保険年金係 ☎ 286 - 3113